

海岸保全施設維持管理マニュアル 正誤表

旧

【本編 P30】

表-4.2 二次点検で必ず実施する点検項目（簡易な計測）^{注1)}

点検位置	点検項目	点検方法	変状	目的
波返工 (胸壁について は堤体工)	ひび割れ	目視及び 計測	ひび割れの長さ、ひび割れ幅	吸出しによる空洞の発 生の可能性の把握
	剥離・剥落・欠損		剥離の範囲、剥落・欠損の深さと範囲	
	鉄筋の腐食 ^{注2)}	錆汁の有無と範囲、鉄筋露出の長さ		
	目地の開き、相対移動量	計測	隣接スパンとの高低差、ずれ・目地の開きの幅	天端の沈下、施設の不等沈下、滑り等の把握
天端被覆工 (水叩き工を 含む)、 表法被覆工、 裏法被覆工	ひび割れ	目視及び 計測	ひび割れの長さ、ひび割れ幅	吸出しによる空洞の発 生の可能性の把握
	目地部、打継ぎ部の状況		目地材の有無、隙間・ずれの幅	
	剥離・損傷	剥離・損傷の深さと範囲		
	沈下・陥没	沈下・陥没の深さと範囲	天端の沈下の把握	
排水工	目地の開き、相対移動量	目視及び 計測	隣接スパンとの高低差、ずれ・目地の開きの幅	天端の沈下の把握
消波工	移動・散乱	目視	ブロックの移動・散乱の範囲	吸出しによる空洞の発 生の可能性の把握
	破損		ブロックのひび割れ・損傷の程度、範囲	
	沈下	計測	消波工の天端と波返工等の高低差	吸出しによる空洞の発 生の可能性の把握
砂浜	侵食・堆積	目視	砂浜の侵食、浜崖形成の有無、浜幅	吸出しによる空洞の発 生の可能性の把握

注1) 二次点検で必ず実施する点検項目（簡易な計測）のうち、一次点検と合わせて実施することが効率的である場合は、一次点検時に行ってもよい。

注2) 鉄筋の腐食に関する点検：構造上必要な鉄筋や鋼材が配置されている場合に実施することが望ましい。

新

【本編 P30】

表-4.2 二次点検で必ず実施する点検項目（簡易な計測）^{注1)}

点検位置	点検項目	点検方法	変状	目的
波返工 (胸壁について は堤体工)	ひび割れ	目視又は 計測	ひび割れの長さ、ひび割れ幅	吸出しによる空洞の発 生の可能性の把握
	剥離・剥落・欠損		剥離の範囲、剥落・欠損の深さと範囲	
	鉄筋の腐食 ^{注2)}		錆汁の有無と範囲、鉄筋露出の長さ	
	目地の開き、相対移動量		隣接スパンとの高低差、ずれ・目地の開きの幅	
天端被覆工 (水叩き工を 含む)、 表法被覆工、 裏法被覆工	ひび割れ	目視又は 計測	ひび割れの長さ、ひび割れ幅	吸出しによる空洞の発 生の可能性の把握
	目地部、打継ぎ部の状況		目地材の有無、隙間・ずれの幅	
	剥離・損傷		剥離・損傷の深さと範囲	
	沈下・陥没		沈下・陥没の深さと範囲	
排水工	目地の開き、相対移動量	目視及び 計測	隣接スパンとの高低差、ずれ・目地の開きの幅	天端の沈下の把握
消波工	移動・散乱	目視	ブロックの移動・散乱の範囲	吸出しによる空洞の発 生の可能性の把握
	破損		ブロックのひび割れ・損傷の程度、範囲	
	沈下	計測	消波工の天端と波返工等の高低差	吸出しによる空洞の発 生の可能性の把握
砂浜	侵食・堆積	目視	砂浜の侵食、浜崖形成の有無、浜幅	吸出しによる空洞の発 生の可能性の把握

注1) 二次点検で必ず実施する点検項目（簡易な計測）のうち、一次点検と合わせて実施することが効率的である場合は、一次点検時に行ってもよい。

注2) 鉄筋の腐食に関する点検：構造上必要な鉄筋や鋼材が配置されている場合に実施することが望ましい。

海岸保全施設維持管理マニュアル 正誤表

旧			新		
【本編 P42】 表-5.13 健全度評価の目安			【本編 P42】 表-5.13 健全度評価の目安		
健全度		健全度評価の目安 ^{注1)}	健全度		健全度評価の目安 ^{注1)}
Aランク	要事後保全	<ul style="list-style-type: none"> ・天端高が不足し施設の防護機能の低下が明確な場合 ・施設の防護機能に影響を及ぼすような変状が生じており、さらに空洞が確認された場合 ・堤防・護岸等の防護機能が損なわれるほど、堤防・護岸等の前面の砂浜の侵食が進んでいると認められる場合^{注2)} ・侵食により前面の砂浜が消失し、基礎工下端・止水矢板が露出している場合^{注2)} 	Aランク	要事後保全	<ul style="list-style-type: none"> ・天端高が不足し施設の防護機能の低下が明確な場合 ・施設の防護機能に影響を及ぼすような変状が生じており、さらに空洞が確認された場合 ・堤防・護岸等の防護機能が損なわれるほど、堤防・護岸等の前面の砂浜の侵食が進んでいると認められる場合^{注2)} ・侵食により前面の砂浜が消失し、基礎工下端・止水矢板が露出している場合^{注2)}
Bランク	要予防保全	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の防護機能に影響を及ぼすような変状（aランク）が生じているが、空洞が存在しない場合 ・一定区間内のスパン数のうち8割程度の変状がbランク（aランクも含む）である場合 ・堤防・護岸等の防護機能が将来的に損なわれると想定されるほど、堤防・護岸等の前面の砂浜の侵食が進んでいると認められる場合^{注2)} 	Bランク	要予防保全	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の防護機能に影響を及ぼすような変状（aランク）が生じているが、空洞が存在しない場合 ・一定区間内のスパン数のうち8割程度の変状がbランク（aランクも含む）である場合^{注3)} ・堤防・護岸等の防護機能が将来的に損なわれると想定されるほど、堤防・護岸等の前面の砂浜の侵食が進んでいると認められる場合^{注2)}
Cランク	要監視	A、B、Dランク以外と評価される場合	Cランク	要監視	A、B、Dランク以外と評価される場合
Dランク	問題なし	全ての点検位置の変状現象がdランクと評価された場合	Dランク	問題なし	全ての点検位置の変状現象がdランクと評価された場合
<p>注1) 計画規模以下程度の高潮・高波浪等により、越波履歴がある場合は、施設の防護機能が低下していることが考えられるため、健全度評価を行う際は越波履歴についても考慮することが望ましい。</p> <p>注2) 堤防・護岸等の前面に砂浜がある場合の目安。</p>			<p>注1) 計画規模以下程度の高潮・高波浪等により、越波履歴がある場合は、施設の防護機能が低下していることが考えられるため、健全度評価を行う際は越波履歴についても考慮することが望ましい。</p> <p>注2) 堤防・護岸等の前面に砂浜がある場合の目安。</p> <p><u>注3) 健全度評価においては、スパンの変状のランクは、当該スパンにおける最も変状が進展している変状現象の変状ランクとする。</u></p>		

海岸保全施設維持管理マニュアル 正誤表

旧					新				
【付録— 7 P62】					【付録— 7 P62】				
表 8 二次点検で必ず実施する点検項目（簡易な計測）					表 8 二次点検で必ず実施する点検項目（簡易な計測）				
点検位置	点検項目	点検方法	変状	目的	点検位置	点検項目	点検方法	変状	目的
波返工 （胸壁については堤体工）	ひび割れ	目視及び計測	ひび割れの長さ、ひび割れ幅	吸出しによる空洞の発生の可能性の把握	波返工 （胸壁については堤体工）	ひび割れ	目視又は計測	ひび割れの長さ、ひび割れ幅	吸出しによる空洞の発生の可能性の把握
	剥離・剥落・欠損		剥離の範囲、剥落・欠損の深さと範囲			剥離の範囲、剥落・欠損の深さと範囲			
	鉄筋の腐食 ^{注2)}		錆汁の有無と範囲、鉄筋露出の長さ			錆汁の有無と範囲、鉄筋露出の長さ			
	目地の開き、相対移動量	隣接スパンとの高低差、ずれ・目地の開きの幅	隣接スパンとの高低差、ずれ・目地の開きの幅	天端の沈下、施設の不等沈下、滑り等の把握					
天端被覆工 （水叩き工を含む）、 表法被覆工、 裏法被覆工	ひび割れ	目視及び計測	ひび割れの長さ、ひび割れ幅	吸出しによる空洞の発生の可能性の把握	天端被覆工 （水叩き工を含む）、 表法被覆工、 裏法被覆工	ひび割れ	目視又は計測	ひび割れの長さ、ひび割れ幅	吸出しによる空洞の発生の可能性の把握
	目地部、打継ぎ部の状況		目地材の有無、隙間・ずれの幅			目地材の有無、隙間・ずれの幅			
	剥離・損傷		剥離・損傷の深さと範囲			剥離・損傷の深さと範囲			
	沈下・陥没	沈下・陥没の深さと範囲	沈下・陥没の深さと範囲	天端の沈下の把握					
排水工	目地の開き、相対移動量	目視及び計測	隣接スパンとの高低差、ずれ・目地の開きの幅	天端の沈下の把握	排水工	目地の開き、相対移動量	目視及び計測	隣接スパンとの高低差、ずれ・目地の開きの幅	天端の沈下の把握
消波工	移動・散乱	目視	ブロックの移動・散乱の範囲	吸出しによる空洞の発生の可能性の把握	消波工	移動・散乱	目視	ブロックの移動・散乱の範囲	吸出しによる空洞の発生の可能性の把握
	破損		ブロックのひび割れ・損傷の程度、範囲			ブロックのひび割れ・損傷の程度、範囲			
	沈下	計測	消波工の天端と波返工等の高低差	吸出しによる空洞の発生の可能性の把握		沈下	計測	消波工の天端と波返工等の高低差	吸出しによる空洞の発生可能性の把握
砂浜	侵食・堆積	目視	砂浜の侵食、浜崖形成の有無、浜幅	吸出しによる空洞の発生可能性の把握	砂浜	侵食・堆積	目視	砂浜の侵食、浜崖形成の有無、浜幅	吸出しによる空洞の発生可能性の把握
注1) 二次点検で必ず実施する点検項目（簡易な計測）のうち、一次点検と合わせて実施することが効率的である場合は、一次点検時に行ってもよい。 注2) 鉄筋の腐食に関する点検：構造上必要な鉄筋や鋼材が配置されている場合に実施することが望ましい。					注1) 二次点検で必ず実施する点検項目（簡易な計測）のうち、一次点検と合わせて実施することが効率的である場合は、一次点検時に行ってもよい。 注2) 鉄筋の腐食に関する点検：構造上必要な鉄筋や鋼材が配置されている場合に実施することが望ましい。				

海岸保全施設維持管理マニュアル 正誤表

旧	新																														
<p>【付録— 7 P 65】</p> <p>表 12 健全度評価の目安</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">健全度</th> <th style="text-align: center;">健全度評価の目安^{注1)}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">Aランク</td> <td style="text-align: center;">要事後保全</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・天端高が不足し施設の防護機能の低下が明確な場合。 ・施設の防護機能に影響を及ぼすような変状が生じており、さらに空洞が確認された場合。 ・堤防・護岸等の防護機能が損なわれるほどの、堤防・護岸等の前面の砂浜の侵食が進んでいると認められる場合。^{注2)} ・侵食により前面の砂浜が消失し、基礎工下端・止水矢板が露出している場合。^{注2)} </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">Bランク</td> <td style="text-align: center;">要予防保全</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の防護機能に影響を及ぼすような変状（aランク）が生じているが、空洞が存在しない場合。 ・一定区間内のスパン数のうち8割程度の変状がbランク（aランクも含む）である場合。 ・堤防・護岸等の防護機能が将来的に損なわれると想定されるほど、堤防・護岸等の前面の砂浜の侵食が進んでいると認められる場合。^{注2)} </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">Cランク</td> <td style="text-align: center;">要監視</td> <td>A、B、Dランク以外と評価される場合</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">Dランク</td> <td style="text-align: center;">問題なし</td> <td>全ての点検位置の変状現象がdランクと評価された場合。</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 計画規模以下程度の高潮・高波浪等により、越波履歴がある場合は、施設の防護機能が低下していることが考えられるため、健全度評価を行う際は越波履歴についても考慮することが望ましい。</p> <p>注2) 堤防・護岸等の前面に砂浜がある場合の目安。</p>	健全度		健全度評価の目安 ^{注1)}	Aランク	要事後保全	<ul style="list-style-type: none"> ・天端高が不足し施設の防護機能の低下が明確な場合。 ・施設の防護機能に影響を及ぼすような変状が生じており、さらに空洞が確認された場合。 ・堤防・護岸等の防護機能が損なわれるほどの、堤防・護岸等の前面の砂浜の侵食が進んでいると認められる場合。^{注2)} ・侵食により前面の砂浜が消失し、基礎工下端・止水矢板が露出している場合。^{注2)} 	Bランク	要予防保全	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の防護機能に影響を及ぼすような変状（aランク）が生じているが、空洞が存在しない場合。 ・一定区間内のスパン数のうち8割程度の変状がbランク（aランクも含む）である場合。 ・堤防・護岸等の防護機能が将来的に損なわれると想定されるほど、堤防・護岸等の前面の砂浜の侵食が進んでいると認められる場合。^{注2)} 	Cランク	要監視	A、B、Dランク以外と評価される場合	Dランク	問題なし	全ての点検位置の変状現象がdランクと評価された場合。	<p>【付録— 7 P 65】</p> <p>表 12 健全度評価の目安</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">健全度</th> <th style="text-align: center;">健全度評価の目安^{注1)}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">Aランク</td> <td style="text-align: center;">要事後保全</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・天端高が不足し施設の防護機能の低下が明確な場合。 ・施設の防護機能に影響を及ぼすような変状が生じており、さらに空洞が確認された場合。 ・堤防・護岸等の防護機能が損なわれるほどの、堤防・護岸等の前面の砂浜の侵食が進んでいると認められる場合。^{注2)} ・侵食により前面の砂浜が消失し、基礎工下端・止水矢板が露出している場合。^{注2)} </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">Bランク</td> <td style="text-align: center;">要予防保全</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の防護機能に影響を及ぼすような変状（aランク）が生じているが、空洞が存在しない場合。 ・一定区間内のスパン数のうち8割程度の変状がbランク（aランクも含む）である場合。^{注3)} ・堤防・護岸等の防護機能が将来的に損なわれると想定されるほど、堤防・護岸等の前面の砂浜の侵食が進んでいると認められる場合。^{注2)} </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">Cランク</td> <td style="text-align: center;">要監視</td> <td>A、B、Dランク以外と評価される場合</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">Dランク</td> <td style="text-align: center;">問題なし</td> <td>全ての点検位置の変状現象がdランクと評価された場合。</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 計画規模以下程度の高潮・高波浪等により、越波履歴がある場合は、施設の防護機能が低下していることが考えられるため、健全度評価を行う際は越波履歴についても考慮することが望ましい。</p> <p>注2) 堤防・護岸等の前面に砂浜がある場合の目安。</p> <p><u>注3) 健全度評価においては、スパンの変状のランクは、当該スパンにおける最も変状が進展している変状現象の変状ランクとする。</u></p>	健全度		健全度評価の目安 ^{注1)}	Aランク	要事後保全	<ul style="list-style-type: none"> ・天端高が不足し施設の防護機能の低下が明確な場合。 ・施設の防護機能に影響を及ぼすような変状が生じており、さらに空洞が確認された場合。 ・堤防・護岸等の防護機能が損なわれるほどの、堤防・護岸等の前面の砂浜の侵食が進んでいると認められる場合。^{注2)} ・侵食により前面の砂浜が消失し、基礎工下端・止水矢板が露出している場合。^{注2)} 	Bランク	要予防保全	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の防護機能に影響を及ぼすような変状（aランク）が生じているが、空洞が存在しない場合。 ・一定区間内のスパン数のうち8割程度の変状がbランク（aランクも含む）である場合。^{注3)} ・堤防・護岸等の防護機能が将来的に損なわれると想定されるほど、堤防・護岸等の前面の砂浜の侵食が進んでいると認められる場合。^{注2)} 	Cランク	要監視	A、B、Dランク以外と評価される場合	Dランク	問題なし	全ての点検位置の変状現象がdランクと評価された場合。
健全度		健全度評価の目安 ^{注1)}																													
Aランク	要事後保全	<ul style="list-style-type: none"> ・天端高が不足し施設の防護機能の低下が明確な場合。 ・施設の防護機能に影響を及ぼすような変状が生じており、さらに空洞が確認された場合。 ・堤防・護岸等の防護機能が損なわれるほどの、堤防・護岸等の前面の砂浜の侵食が進んでいると認められる場合。^{注2)} ・侵食により前面の砂浜が消失し、基礎工下端・止水矢板が露出している場合。^{注2)} 																													
Bランク	要予防保全	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の防護機能に影響を及ぼすような変状（aランク）が生じているが、空洞が存在しない場合。 ・一定区間内のスパン数のうち8割程度の変状がbランク（aランクも含む）である場合。 ・堤防・護岸等の防護機能が将来的に損なわれると想定されるほど、堤防・護岸等の前面の砂浜の侵食が進んでいると認められる場合。^{注2)} 																													
Cランク	要監視	A、B、Dランク以外と評価される場合																													
Dランク	問題なし	全ての点検位置の変状現象がdランクと評価された場合。																													
健全度		健全度評価の目安 ^{注1)}																													
Aランク	要事後保全	<ul style="list-style-type: none"> ・天端高が不足し施設の防護機能の低下が明確な場合。 ・施設の防護機能に影響を及ぼすような変状が生じており、さらに空洞が確認された場合。 ・堤防・護岸等の防護機能が損なわれるほどの、堤防・護岸等の前面の砂浜の侵食が進んでいると認められる場合。^{注2)} ・侵食により前面の砂浜が消失し、基礎工下端・止水矢板が露出している場合。^{注2)} 																													
Bランク	要予防保全	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の防護機能に影響を及ぼすような変状（aランク）が生じているが、空洞が存在しない場合。 ・一定区間内のスパン数のうち8割程度の変状がbランク（aランクも含む）である場合。^{注3)} ・堤防・護岸等の防護機能が将来的に損なわれると想定されるほど、堤防・護岸等の前面の砂浜の侵食が進んでいると認められる場合。^{注2)} 																													
Cランク	要監視	A、B、Dランク以外と評価される場合																													
Dランク	問題なし	全ての点検位置の変状現象がdランクと評価された場合。																													